

関西|労災|職業病

関西労働者安全センター

2010. 1.10発行〈通巻第397号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp
ホームページ : <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



- 韓国・石綿被害救済法案上程も成立先送り 2
- はつりじん肺訴訟の原告にきく その2 6
- 退職労働者の団体交渉権 大阪高裁も認定 10
- アスベスト報道ダイジェスト 2009年12月 14
- 韓国からのニュース 15

12月の新聞記事から／19

表紙／震災とアスベストを考えるシンポジウム基調講演
マリ・クリスティーヌさん国連ハビタット大使(2010年1月16日神戸)

韓国・石綿被害救済法案上程も 成立先送り

釜山・第一化学元労働者で新たに中皮腫死亡

韓国では韓国石綿追放ネットワーク（BANKO）を中心とした運動によって、「石綿被害救済法」案が、昨年12月22日、国会環境労働委員会で可決された。法案は与野党から提出された4つの関連法案を与野党協議で一本化し委員長提案とされたもので、全会一致で可決。あとは本会議可決だけとなっていたが、国会情勢の影響で2月臨時国会以降に成立が先送りとなった。

韓国法案は日本の石綿健康被害救済法をモデルとしながら、石綿肺をはじめから指定疾病に含めていること、健康影響調査等を規定していること、労働者以外の石綿健康管理手帳制度を規定していることなど、日本法よりすぐれた点をもつ。

BANKOは昨年1月20日にソウルで「石綿特別法制定要求国民署名運動発足集会」を開催、同日国会内では国会討論会が開かれ、ここに釜山・第一化学元労働者被害者、旧石綿鉸山地域住民らが多数結集し、これを契機に韓国の石綿被害者ネッ

トワークも結成された。集められた93025筆の署名は12月1日に国会環境労働委員会に提出されたのだった。

法案成立がもたつくなか、ニチアスが韓国釜山に進出し、現地の第一化学と設立した合弁企業第一アスベストの元労働者からまた一人の中皮腫死亡者が出るに至り、BANKOは1月11日付でコメントを発表した。以下にこれを紹介する。

日本においては今年、石綿健康被害救済法の抜本改正論議が本格化するが、すでに、中央環境審議会石綿小委員会では指定疾病拡大をどうするかのだらぬ発止の議論が行われている。BANJAN事務局長の古谷杉



中央環境審議会石綿小委員会 2009年11月27日



名取雄司医師 中環審石綿小委員会 1月8日

郎氏が委員に加わり、第1回小委員会で労災なみに石綿肺とその合併症を指定疾病に

韓国石綿追放ネットワーク報道資料 2010年1月11日付(訳:中村猛)

日本の石綿産業の公害輸出で犠牲になる韓国労働者と住民 日本の石綿企業・ニチアスが公害を輸出した石綿工場 釜山の第一化学で働いた女性労働者が、悪性中皮腫で終に亡くなった!

日本から公害を輸出された石綿紡織工場『第一化学(現・第一ENS)』で仕事をして悪性中皮腫に罹った苦痛の中で、前・労働者のチョン・ナンヒ氏(女、58才)が、2010年1月10日午前に死亡した。釜山の蓮山洞で生まれ育ったチョン氏は、18才の1969年、町内の近くにあった石綿紡織工場・第一化学に入社し、1971年末まで約2年間(中間に1年程度他の仕事をした)働いた経歴がある。チョン氏は第一化学で仕事をする時、白石綿と青石綿の2つの工程すべてで石綿に曝露した。その後38年という長い潜伏期を経て、2007年、釜山の東亜大病院で胸膜中皮腫の診断を受け、2008年の初めに労働災害と認められ、治療を受けてきた。悪性中皮腫

加えるよう主張、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会中村實寛会長が意見陳述、1月8日には中皮腫・じん肺・アスベストセンターの名取雄司所長が労災並みの指定疾病拡大などについて委員会のヒアリングに参加して、環境省とその意を受けた御用学者委員たちがさも既定方針であるかのように述べる「著しい肺機能障害をもつ重症石綿肺・合併症だけを指定疾病として拡大する」という案が間違っていることを明快に指摘した。1月22日には三回目が開催予定。いよいよ正念場だ。

日韓運動連帯、国際連帯が今後ますます重要となることは、こうした情勢からも明かだ。

は石綿の曝露が発生原因の85～95%を占め、代表的な石綿癌と呼ばれ、予後がきわめて悪く、平均生存期間が9ヶ月程度に過ぎないと言われている。

■韓国最初の職業性癌患者を発生させた会社

第一化学(現・第一ENS)は1969年、我が国で一番最初に稼働した石綿紡織工場である。この工場は釜山市のど真ん中(現住所は蓮堤区蓮山1洞)に立てられ、1992年ヤンサンに移るまでの23年間、人口密集地域で稼働した。1969年に初めて建てられた時、白石綿を使う紡績機械を日本の大阪地域から持ってきたと推定され、1971年にはアジアで最

も大きな石綿企業である日本のニチアス(旧・日本アスベスト)が、子会社である竜田工業(日本の大阪に近い奈良に所在)の青石綿(crocidolite)を使う紡績工場の機械を釜山に持ち込み、『第一アスベスト』という合弁会社を作って青石綿の紡績製品を生産し、その全量を日本に輸入していた。青石綿は6種類の石綿の中の一つで最も毒性が強いと知られ、国際的に1970年代初期からヨーロッパの国々を筆頭に、使用が禁止された。問題の石綿紡織工場・第一化学は、1994年に我が国最初の職業性癌患者(女、中皮腫)を発生させた。2007年12月4日には大邱(テグ)地方裁判所が、この会社の前職の労働者で中皮腫患者であった故ウォン・チョムスン氏の遺族が提起した損害賠償訴訟で、勤労者を石綿の被害から保護しなかったという指摘がほとんど受け入れられ、約2億ウォンの被害補償金を支給せよという、石綿被害の補償に関する最初の判決を出した。

■一般勤労者に比べて、517倍～4502倍も高い、悪性中皮腫発病率

労働部は傘下の産業安全保健研究院が2009年に出した『石綿紡織工場退職勤労者の健康実態疫学調査』報告書で、第一化学釜



2009年1月20日国会討論会で チェ・イェヨン氏

山工場が稼働した70～80年代の退職労働者1515人の名簿を確保して調査した結果、2008年10月まで受け付けられた全部で32人の石綿関連の死亡者を把握したと明らかにした。この中で中皮腫3件(男1件、女2件)に対する一般人口対応標準化死亡比は、一般男性勤労者に比べて約517倍高く、女性勤労者は4502倍も高いことが分かった。この報告書は『退職勤労者の健康影響評価』の部分で「2008年6月まで石綿関連疾患で労災補償申請をした者は30人であった。疾病別では悪性中皮腫5人、石綿肺症25人で、悪性中皮腫5人はすべて承認されたが、石綿肺症は5人だけが承認された」と明らかにしている。

これについて韓国石綿被害者と家族協会会長のパク・ヨング氏(第一化学前職労働者、石綿肺症患者)は、「大学病院で石綿肺症の診断を受けたのに、労働部が産業災害認定を正しくしてくれない。2007年12月に石綿被害者会ができて被害者が増えると、以前と違って産業災害判定に炭鉱塵肺基準を適用し、補償額が大幅に減った。このため被害者が呼吸もちゃんとできない苦痛の中で、建物管理人などの生業を継続しなければならないという実情だ。いくらも生きられない産業災害の被害者に対して、政府が正当な被害対策を立てなければならない」と指摘した。耐えられない一部の被害者は政府と企業を相手に法的訴訟を提起している。第一化学の被害者を直接検診したソウル大学校保健大学院ペク・トミョン教授(産業医学専門医)は「石綿肺症を一括して炭鉱塵肺と一緒に扱うのは問題がある。ドイツなど他の国は、X線写真判読で石綿肺症が確認されれば、直ちに石綿疾患患者として補償されるが、我が国は炭鉱塵肺と同じように肺機能低下の症名まで要求しており、発ガン物質である石綿問題の特殊性を考慮してい

ない」と指摘した。

■労災認定が受けられず苦しむ十人余の石綿肺患者、速く救済されなければ！

石綿紡織工場の被害は工場です仕事をした労働者だけではない。工場の近隣地域に住居した住民たちの被害も一つ二つと現れている。2004年悪性中皮腫で死亡した故ウォン・ハクヒョン氏は1970年から4年間、釜山の第一化学石綿紡織工場から半径2kmの所に住んでいた。石綿と関係のない職場は、工場から1kmにもならない所にあった。ウォン氏は永らく胸の痛みを訴えていたが、2002年に蔚山（ウルサン）大病院で悪性中皮腫の診断を受けた。釜山市の公務員であったキム某氏も2006年に悪性中皮腫で死亡した。金氏は10代後半の1982年から10年程、第一化学釜山工場から1.5km離れた所に住んだ居住歴が石綿との関連性の全てである。2006年4月、癌診断の後6ヶ月で死亡した金氏は、死亡時は44才に過ぎなかった。これら住民被害者の遺族は現在、第一化学、大韓民国政府、日本企業のニチアスを相手に被害補償訴訟を提起している。

1992年、第一化学釜山工場が慶南の梁山（ヤンサン）に移る時、一部の石綿機械がインドネシアに再度公害輸出された。現在インドネシアの首都ジャカルタから東南側に1時間余りの距離にあるボゴール（Bogor）市シビノン（Cibinong）という人口密集地域で、PT JEIL FARJARとPT TRIGRAHAという名の韓国—インドネシアの合弁会社の形で19年目の稼動中である。韓国石綿追放ネットワークは2007年から毎年インドネシア現地を訪問、労働者と近隣住民の健康被害の有無と環境汚染を調査し、石綿被害の憂慮を警告して国際社会の対策を求めてきた。チェ・イェヨン・ネットワーク執行委員長は「アジア隣国に石綿被害を広めた日本政府とニチ



チェ・ヒョンシク氏

アスは、公害輸出の過去の間違いを謝罪し、被害基金を作り、被害調査と被害者救済に積極的に取り組まなければならない」と話した。チェ委員長は、今年韓国で開かれる予定の第2回アジア太平洋環境保健長官会議で、アジア諸国の共同懸案である石綿被害問題を議題として上程し、国際的な対策をたてなければならぬと提案した。

一方、昨年（2009年）12月22日に国会環境労働常任委員会を通過した『石綿被害救済法案』は、新年度予算を巡る与野党の力比べに押されて、法制司法常任委員会と本会議が開かれなかったため、処理が今年2月の臨時国会に延ばされた。石綿被害補償法制定要求国民署名運動に先頭に立ってきた悪性中皮腫患者のチェ・ヒョンシク氏は、「昨年の初めにも与野党間の争いで民生法である石綿法が延ばされたのに、今回もまた延ばされた。これが国民のためにする政治か、行政か？非常に残念だ。政府と国会が色々な口実で、今日・明日と延ばす間に、石綿被害者が一人二人と死んでいる」と、早急な石綿被害法制定を求めた。

2010年1月11日

韓国石綿追放ネットワーク・韓国石綿被害者と家族協議会

はつりじん肺訴訟原告にきく その2

2009年12月21日、はつりじん肺損害賠償裁判が集団提訴されました（本誌2009年11-12月号参照）。提訴日には、原告15人の他に、はつり職人の仲間が激励に集まりました。3月18日には原告による意見陳述を行う予定です（大阪地裁202法廷14:00）。前回に引き続き、原告へのインタビューを掲載します。



■山田裕二さん

プロフィール：

1951年6月17日生まれ、じん肺管理区分管理3口、北九州市出身

一訴訟のニュース報道後、周りの人から反応がありましたか？

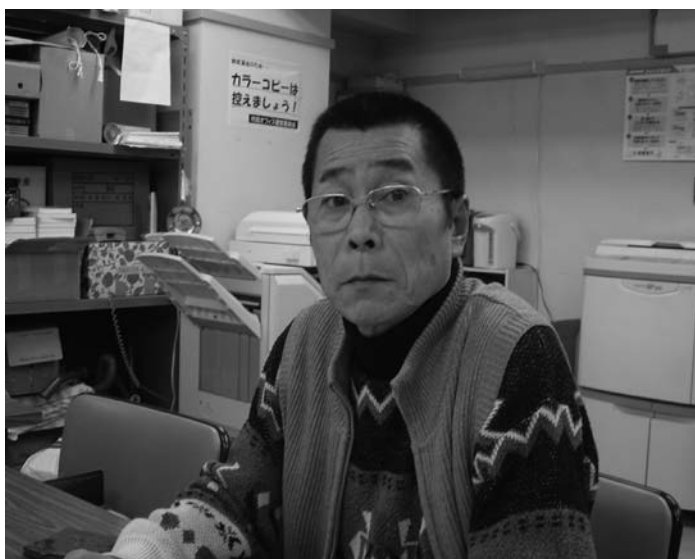
見とる人、結構多いみたいで。この前も知とる人に「おまえ、有名になっとなで。えらいことやっとな」と言われた。

やっぱりこんななると下請が嫌がるんよ。私が労災の申請をしたときも、世話になっとなところが「ぱたっとなゼネコンからの仕事がなくなっとな」と言いおっとなからね。それが腹立つな。こっちも病気になりたくてなっとなと違う

のに。

一病気になってからの体の変調は？

ええことないね。夏場や冬場なんかには体調がおかしくなっとなくる。息切れが激しく



山田裕二さん

なるね。私もそのうち酸素ボンベが必要な時が来る、と言われとって…。一度孫に「お父さんもお母さんも働いとるのに、何でじいやん働かなん？」と訊かれて、悔しかったなあ。

—はつり作業を始めたきっかけをお伺いします。

本当は北九州に帰るつもりだったんだけど、事情があってちょっとの間大阪に残ることになったんよ。その間アルバイトのつもりで始めたんだけど、そのまま長く続けることになっちゃって。

—その時の現場は覚えていますか。

泉北の14階建てのビル。そこでめちゃくちゃ埃を吸った。

—どんな作業だったのですか。

天井の、昔で言うリング箱くらいの穴に頭だけ突っ込んで、中にある型枠なんかをはつるんやけど、埃の逃げるところがないから全部被りながら作業した。それから風呂場もね、防水幅木って、壁の下の方を、コーンタールを塗る部分を作るためにはつるんだけど、中は小さな窓しかないし、埃がひどかった。そんなところで、はつりを始めた頃だったから仕事を覚えながら埃を吸とったんよ。

—工具はどんなものを？

何でも使ったけど、コンクリートカッターは手がしびれるし、それでも一番癖の悪いのは削岩機やね。図体もでかいし、ロッドも1mくらいあるやろ。それで穴を開けていくんだけど先端でエアを飛

ばすもんだから埃を全部浴びないかん。一番難儀だったよ、あれは。

—仕事の仕方は？

朝出て、昼前と3時に30分休憩があったやろ。昼は11時半くらいから食事をとった。でも仕事をやり出したら競争やからね、職人が一斉に作業を始める。

—競争？

職人はみんな負けとうないんや。何の競争というわけではないんやけど、勝手にそうなる。みんながむしやりに仕事しとったね。それやのに病気になるたら使い捨てやもんなあ…。

—一緒に裁判頑張っていきましょうね。

—そうやね。

■徳田輝頭さん

プロフィール：

1940年1月15日生まれ、じん肺管理区分管理3口、大阪出身



徳田輝頭さん



一ついに提訴しましたね。

えらい時間かかったな。そういえば、昔、店先でノミを叩いとったら、新垣重雄さんが通りかかって、そんでセンターの片岡さんに引き合わせてもらったんが始まりやから、長い付き合いになるかな。

—いつからはつりを始めましたか

22, 3歳のときやったと思うねん。それまでは中学を出てから丁稚奉公をしとった。親戚が木造解体をやつとるもんやから、一回応援に行ってみいへんか、というのがきっかけ。

その頃はな、まだコンプレッサがあんまりなかった。そんで、家のバラした木材を、親方の家の前に並べて売とった。今みたいにチップなんかにせんと、柱のきれいやヤツはそのまま。ほんまのリサイクルやね、無駄がないもん。

そんなときは本庄でもコンプレッサを持っているところはそんなになかった。ノミとゲンノウ（大ハンマー）で何でも潰していた。そんなときの職人さんはゲンノウを自転車に積んで南は堺まで、西は西宮くらいまで自転車で通とったよ。

—思い出深い経験はありますか

暑い時期に日陰のないベネット杭の杭ばつり。どういうわけか、いつも暑い時期にあるんや。

寒いときは組の車が古いから、暖房ないし、道路の工事かなんかで車の中で待っているときに寒くてな。シート外してエンジンの熱で温まっとった。

小僧の頃は親方のはつたあとのガラを次から次へとどけていかなならん。この役

を前ハネという。本当は土工の仕事やねんけど、土工がみんな嫌がってな。ブレーカーで砕いた破片が顔にバチバチあたってくるから。ベテランの前をはねるのが小僧の仕事やったわ。それを耐えらにゃはつり屋にはなれへんかったんとちゃう？その頃マスクをしとったかということ、してなかったと思うわ。眼鏡もなかった。

—女性の現場労働者もいたということですが

今から15年くらい前かな…阪神大震災の頃。わしらがはつたあと、2、3人で。男よりもきれいに掃除するし、賃金も安いし。箒とちりとり持って、ガラを袋に入れてきれいにして。達者な人もおってな。集めたガラを一輪車に積んで、2トントラックの道板をガーッと駆け上がって運んでいる女の人もおったわ。あんなん男でもできんで。

—最後に裁判に向けて意気込みを

私ら原告15名やけど、後ろにまだたくさんの人たちがおるはずや。その人たちのためにもぜひ頑張らないと。それからはずり屋だけやなしに、建築全体にかかわる人の問題でもある。鉄骨への吹きつけの仕事をしとった人、はずり屋のガラを集めていた土工さん、そんな人もおるはずやで。

■矢野寛さん

プロフィール：

1948年4月6日生まれ、じん肺管理区分管理2

—寒くなりましたが体調はどうですか。

替えられるものなら元の体に替えてほし



矢野寛さん

い、と記者会見で言うた通りですわ。

それでも1日1時間くらいは歩くように心がけています。前に入院した時に、軽く体を動かさなさいと言われて。ゆっくり、ゆっくり歩くんです。ちょっと急ぐとしんどくなるからね。

—はつりを始めたのは？

昭和49年頃。ほんで平成15年に辞めましたねん。

—はつりを始めたきっかけは？

事情があって、仕事を探していたら新聞で募集広告みて。何の仕事かわからなかったけど、見様見真似ではじめて。そこからあっちこっち転々となりました。

—見よう見まねというけど、教えてくれる人はいなかったのですか。

教えてもらえへんけど、ちゃんと覚えたよ。要領を得てね。ひと月くらいで覚えるわね。人によって違うやろけど。

—仕事のときの埃について

おかまいなしやったね。誰もなんも言わ

んし。神経質な人だったら自分で口の周りにタオル巻いて。何にしてもほこりだらけになるから、風呂に入って耳の中まで洗ったのに、朝起きたら布団の上にまだ落ちとる。まあ、なんせ一生懸命仕事をやっと思ったからねえ。

—当時埃に注意する人は

何も言う人はおらんかったよ。こんにゃく食っとけ、とかあったけど。

—ベテランになってからの仕事ぶり

事ぶり

その頃はバリバリやったよ。前の職場におった人から「いっぺん来いへんか？」と声かけられて別の組に移ったんやけど、あんときはなんぼでも仕事があったからね。土日祭日でも、工場の仕事があつて。工員さんがおらんときに、まず機械屋が機械台どけまっしゃろ。そのあと基礎をはつて、最後に左官屋が来てぱっと仕上げで終わり。

仕事は毎日あつたね。なんやこちよつとはつてくれ、なんて仕事も入って。1時間とか2時間で終わる仕事もあつてね。それでも1日の日当は出る。ええときは月に50万とかもらつとったもんね。

所長や監督でもかわいがってもらったこともあつたし、逆にゼネコンの1年生なんか飯食わしたりしてね。あんなも今はえらくなつたんと違うかな。

—最後に裁判に向けて

みんな力を合わせて頑張りましょう。

(つづく)

退職労働者の団体交渉権 大阪高裁も認定

関西労働者安全センター 中村 猛

『退職後、長期間を経過した労働者が加入した労働組合に、団体交渉権があるか』を問う意義については、今までに何回か述べてきたので、ここではできるだけ重複しない範囲で、本判決の意義と、この問題の現在の到達点について述べることにする。

大阪高裁も退職労働者の団交権を認定

2009年も押し迫った12月22日、ひょうごユニオンが石綿による被害の救済のために住友ゴム工業に団体交渉を申し入れ、会社がこれを拒否している不当労働行為救済命令取消請求控訴事件で、大阪高裁（赤西芳文裁判長）が兵庫県労働委員会（住友ゴム工業が補助参加）の控訴を棄却する判決を行った。『退職後、長期間を経過した労働者が加入した労働組合に、団体交渉権があるか』という争いに関する、最初の控訴審判決である。

事件を簡単に振り返ると、1)住友ゴム工業株の元従業員2人と死亡した元従業員の妻1人がひょうごユニオンに加入し、会社に対して石綿の使用実態を明らかにして補償制度を確立する、などを求めて団体交渉を申し入れたが、会社がこれを拒否した。

2)組合は兵庫県労働委員会に団体交渉拒否の不当労働行為の救済を申し立てた。3)県労委は2007年7月、退職後、長期間を経過した労働者は労働組合法上の「使用者が雇用する労働者」ではないとして救済申し立てを却下（門前払い）する決定を行った。4)組合はこの決定の取り消しを求めて神戸地裁に行政訴訟を提訴し、神戸地裁は2008年10月、県労委の決定を取り消す判決を行った。5)県労委と補助参加人・住友ゴム工業がこの判決の取り消しを求めて大阪高裁に控訴したのが、この事件である。

控訴審判決の内容と意義

控訴審の判決は、「現実に派生する労働条件等を巡る問題は様々で」あり、ケースによっては退職後、長期間を経過した労働者が加入した労働組合に、「団体交渉を是認すること」が、むしろ「団体交渉を通じて正常な労使関係を樹立するという「労組法の趣旨に沿う場合が多いと考えられる」という原則を明らかにした。

その上で、「無限定に団体交渉応諾義務を是認すれば、かえって無用な紛争を生じ、……労組法の趣旨に背馳する結果となる

場合がある」として、応諾義務がある場合の基準を示した。

具体的には「使用者に団体交渉応諾義務を負わせるのが相当」なケースとして、「使用者が、かつて存続した雇用関係から生じた労働条件を巡る紛争として、当該紛争を適正に処理することが可能であり、かつ、そのことが社会的にも期待される場合」とした。そして「その要件としては、①当該紛争が雇用関係と密接に関連して発生したこと、②使用者において、当該紛争を処理することが可能かつ適当であること、③団体交渉の申し入れが、雇用関係終了後、社会通念上合理的といえる期間内にされたことを挙げるができる」とした。その「合理的といえる期間」については、「紛争の形態は様々であり、結局は、個別事案に即して判断する他はない」とした。

以上を前提に、住友ゴム工業の元従業員2人については、①～③の各要件を満たしており、労組法7条2号の「使用者が雇用する労働者」であるとし、従って、ひょうごユニオンは両名を代表する労働組合と解するのが相当であって、住友ゴム工業には団体交渉応諾義務があるとした。

本判決は「使用者に団体交渉応諾義務を負わせるのが相当」なケースとしての基準を整理して示した点で、先例的な意味があると言える。

遺族の団体交渉権を巡る諸問題

元従業員の妻＝遺族に関しては、死亡した元従業員がひょうごユニオンに加入した

という事実はないから、仮に死亡した元従業員が「使用者が雇用する労働者」に該当するとしても、ひょうごユニオンが「組合に加入していない元従業員」を代表する者であるとは到底解されないとして、神戸地裁の判決通り、団体交渉応諾義務はないとした。

遺族が加入した労働組合の団体交渉権については、われわれも非常に苦労しているところである。例えば、某会社の遺族だけが加入した労働組合に、その会社との団体交渉権が認められるかどうか、現実的な争点となる可能性があるからである。

遺族の要求について労働組合が団体交渉を求め、団体交渉権を争ったケースは、奈良県労働委員会のニチアス事件と神奈川県労働委員会の山陽断熱事件がある。

奈良県労委は、妻として間接被害を受けたと主張する遺族Sについて、「労働者の家族を『雇用する労働者』と解するのは困難である」とした。しかし亡夫が「雇用する労働者」に該当する以上、その家族として受けたとされる間接被害の問題については、団体交渉の対象事項になりうるとした。またKについても労働者の地位は一身専属的であり、「会社と労働関係にない配偶者まで『雇用する労働者』と解するのは困難である」としたが、生存していれば「雇用する労働者」に該当するであろう亡夫Yの相続人たるKに対する補償の問題については、団体交渉の対象事項になりうると判断し、いずれも『事実上』救済した。

神奈川県労委は、遺族が死亡した元従業員の労働関係上の諸権利を相続したとしても、そのことをもって、現在及び過去におい

て「会社と一切の雇用関係が存在しない遺族を『雇用する労働者』とすることはできない」とした。しかし組合が「補償についての考え方」等について、「元従業員の要求事項と元従業員の遺族の要求事項を区別することなく、両者を一体、一連のものとして団体交渉を求めたことに対して、会社が敢えてこれを区別し、元従業員の遺族の要求事項について団体交渉に応じないとするならば、それは誠実な対応とは言えない」として、団体交渉応諾義務を認め、『事実上』救済した。

裁判所と労働委員会の立ち位置

今のところ、遺族が加入した労働組合の、遺族に関する要求事項の団体交渉権については、労働委員会は団体交渉権の存否について一旦否認したうえで『事実上』救済し、裁判所は否認すると、明確に二つに分かれている。

私の考えでは、このような差異は、裁判所と労働委員会という機関の役割の差異から生じたものであり、その意味では裁判所は裁判所として、労働委員会は労働委員会として、それぞれの役割を全うした結果が、このような判断の差異として現れたのだと思う。

「裁判所による司法上の救済と労働委員会のそれとを比較すると」、「裁判所の場合、救済内容が非弾力的であるということである。労働委員会は救済方法について広範な裁量権をもっており、救済申立に必ずしも拘束されないし、団結権侵害行為の態様や今後の労使関係なども考慮し、もっとも適切かつ妥当と思われる救済方法を選択すること

ができる。一方、裁判所では、判断の対象となるのは司法上の請求権や権利義務の存否であり、当事者の申立・主張に拘束される(弁論主義)というルールが支配する」。(「労働委員会」宮里邦雄著)

この考え方の典型的なものが不当労働行為の救済命令の一つとしてなされる『ポスト・ノーティス』で、不当労働行為を行った使用者が、陳謝又は今後不当労働行為を繰り返さないことを記した誓約を掲示、文書交付等により知らせることである。こうした救済方法は裁判という手続きでは到底思いも及ばないところであろう。

この点について奈良県労委は「団体交渉は、民事訴訟では不可能な弾力的解決を可能にするなどの利点を持っている」、組合の「要求事項のなかには、石綿被害の実態と対策に関する情報公開や、退職労働者の健康対策に関する資料の提供など、民事訴訟によっては解決しえない事項が含まれて」いるとして、労働委員会の立場とその特性・優位性を明確にしている。

退職労働者の団体交渉権を認める流れは完全に定着した

2006年11月に住友ゴム工業に対して団体交渉拒否の不当労働行為の救済が申し立てられて以降、ニチアス、山陽断熱、本田技研、日産自動車、東洋製作所などを相手にした同様の申し立てが続いた。

2007年7月に住友ゴム工業に対する申立が却下された後は、2008年7月に奈良県労委でのニチアス事件の救済命令を始め、2008

年12月に神戸地裁で兵庫県労委命令の取消し判決、2009年2月に神奈川県労委で山陽断熱事件の救済命令、同7月に本田技研事件の救済命令、11月に日産自動車事件の救済命令が続き、そして12月には本事件の大阪高裁判決と、団体交渉権を認める判決・命令が続いた。

いくつかの事件が中労委に再審査が申し立てられ、本件は最高裁に上告されたが、退職労働者の団体交渉権を認める流れは完全に定着したと言えるのではない。

団体交渉拒否に実効性のある対抗手段を

しかし、強調しなければならないのは、この間に認められたのは団体交渉権に過ぎず、団体交渉で労働者たちが求めてきた要求内容が認められたわけではない。これらの企業は被害者と話し合うことすら、依然として拒否しているということである。所詮この世の中で起こった紛争であれば、先ず話し合っただけで円満な解決を図るのが常道というものではないか。

この間何度も述べてきたように、たかだ

か団体交渉をするために、労働組合は地方の労働委員会、中央労働委員会、地方裁判所、高等裁判所、最高裁判所と続く長い道のりを踏まなければならない、多額の費用を負担しなければ、話し合いをすることすらできないのである。

私は以前から労働法に違反した使用者には積極的に刑事罰を科すことを主張してきた。その上で今は、団体交渉拒否という不条理を繰り返す企業に対しては、もっと積極的に損害賠償を求めることを提案したい。

私のささやかな経験では、団体交渉拒否に対する損害賠償は容認されてきた。労働組合法は団体交渉拒否を不当労働行為と規定しているのだから、不当労働行為が認定された以上、『損害の程度と賠償の額がどの程度になるかはともかくとして』、労働組合に損害が発生していないとするのは、それこそ筋が通らないというものであろう。

石綿の問題に限らず、一般論として、企業の団体交渉拒否という不当労働行為にあった労働組合の、損害賠償請求への積極的な参加を求めたい。

アスベスト禍はなぜ広がったのか

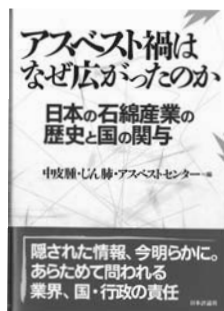
日本の石綿産業の歴史と国の関与

中皮腫・じん肺・アスベストセンター編

世界と日本のアスベスト産業の歴史を調べ、さらにそれへの国の関与を明らかにし、健康被害の拡大がなぜ防げなかったのかを問う。

日本評論社 A5判 248ページ

定価 2520円



アスベスト報道ダイジェスト 2009年12月

12/3 厚生労働省は、アスベストによる健康被害で、08年度に労災などの認定を受けた人が働いていた977事業場名を公表した。新たに認定者を出した事業場が759と全体の8割近くを占めた。対象疾病は肺がん、中皮腫、石綿肺に、今回から良性石綿胸水と、びまん性胸膜肥厚も加えた。08年度に労災認定されたのは1114人。労災の時効を過ぎた遺族を救う石綿健康被害救済法の認定は121人。勤務先の計1043事業場のうち、自営業等を除いて公表。事業場数は累計で4109。三菱重工業長崎造船所が、08年度に14人が認定され、累計106人（認定時死者54人）となった。名古屋市の日本車輛製造は、愛知県内の3事業所で19人が認定され、累計49人（同死者43人）と急増した。

12/7 肺がん死した男性の遺族が、安全配慮を怠ったとして勤め先の「関西ホーチキンエンジニアリング」に約6000万円を求める損害賠償訴訟を大阪地裁に起こす。男性は84-05年、兵庫県姫路市の営業所で勤務。建物の天井周辺で火災報知機の設置や調整試験、保守点検に従事した。05年石綿による肺がんを発症し06年に54歳で死亡、07年に労災認定された。

12/10 スイスの建材製造会社エタニットガイタリアで操業していた工場で、多数の従業員がアスベストによる疾病で死亡、病気となった問題で、安全対策を怠ったなどと起訴された元幹部らの公判が、同国北部のトリノ地裁で始まった。被害者団体などによると、死者は約2200人、欧州で過去最大のアスベスト禍訴訟となる。被告は同社の大株主で幹部だったスイス人とベルギー人の2人。告訴人は5000人以上。死者の大半は1980年代初めに降に死亡、患者も現在約700人。検察当局は計2889人を被害者と認定、起訴した。

災害時の建物倒壊によるアスベスト飛散に備えようと、患者支援団体「中皮腫・じん肺・アスベストセンター」などが来年1月、防じんマスクの備蓄を訴える「マスクプロジェクト」を始める。「マスクプロジェクト」構想は、寄付金で基金を創設し、防じんマスクを購入、備蓄するのが大きな柱。備蓄先は、労働災害や職業病の相談に応じている全国各地の民間団体などを想定。来年1月16日に「震災とアスベストを考えるシンポジウム」を神戸市内で開催するほか、マスクの着用方法などを指導する啓発活動を行う予定。

12/15 アスベストによる肺がんが07年に亡くなった造船会社「IHI」の元社員、工藤晃さんの遺族が、同社に約8500万円の賠償を求める訴訟を横浜地裁に起こした。同社のアスベスト被害を巡る訴訟は初めて。工藤さんは1962年に入社し66-97年、同社が請け負った全国約20の工場建設現場などで働いた。在籍中は労組活動で中心的な役割を果たした。退社後の06年に肺がんと診断され07年10月に死亡、同12月に労災認定された。工藤さん側は「労組に対する差別で現場勤務が長かった」と主張、アスベスト被害では通常約3000

万円の死亡慰謝料を約5000万円求めている。労組差別を巡っては07年1月に同社と和解している。

12/18 国土交通省は、全国24万棟の公共賃貸住宅のうち9月末時点で、1139棟でアスベストが使われており、うち18棟は除去など対策工事が未実施だったとする調査結果を発表した。多いのは群馬県の9棟、愛知県3棟、千葉県2棟など。また床面積が1000平方M以上の民間建築物のアスベスト使用実態調査の結果も発表。1万6212棟で吹き付けたアスベストが露出していたが、飛散防止などの対策工事済みは62%で、残る38%の6081棟は未対応だった。

神戸市内の女性が中皮腫で死亡したのは、自宅マンションのボイラー室に吹き付けられたアスベストが原因だったとして、夫ら遺族がマンションを販売した大丸とボイラーを納入した川崎重工など計4社に総額約8900万円の賠償を求める訴えを大阪地裁に起こした。家庭での石綿被害をめぐる訴訟は初めて。女性らは昭和52年、マンションに入居。台所奥の小部屋にボイラーを備える構造で、着火時の衝撃で小部屋の壁やボイラー本体に使われていた石綿が飛散したという。女性は中皮腫で平成18年に死亡。肺から青石綿が検出され19年にアスベスト新法の適用を受けた。

12/21 文部科学省は、全国の教育関連約14万4000施設を対象とした10月1日時点でのアスベスト使用実態調査を発表した。飛散の恐れがある施設数は前年の56から55に微減。

尼崎市はJR尼崎駅北側の再開発事業「あまがさき緑遊新都心」用地の地中から、アスベストを含む土約1.3立方メートルが見つかったと発表。道路工事中に、深さ約10~30センチの地中から発見された。含有率は、青石綿2.5%、白石綿1.8%だった。

12/22 アスベスト被害の救済を巡り、労働組合「ひょうごユニオン」が、退職者や遺族の団体交渉権を認めなかった兵庫県労働委員会の決定取り消しを求めた訴訟で、大阪高裁は、退職者の団交権を認めた1審神戸地裁判決を支持し、泉側の控訴を棄却した。遺族の団交権は1審同様、退けた。

12/25 日野自動車とヤマハ発動機は、補修用の部品にアスベストが含有されていたと公表。両社とも部品の回収を進めている。

川崎市は、10月に屋根裏側にある断熱材からアスベストが検出された市中央卸売市場北部市場を追加調査し、5カ所でアスベストが検出されたと発表。

12/27 クボタ旧神崎工場周辺のアスベスト被害者らで作る「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」尼崎支部などは、尼崎市の白井文市長にアスベスト被害の実態調査などを求める要請書を出した。同会は08年に市のアスベスト対策について質問書を出し、昨年12月と今年5月に回答を得た。今回はその回答を踏まえ、取り組むべき項目を具体的に挙げた。

韓国からのニュース

■ベンゼン使用した三星半導体／福祉公団 産災審査委、白血病労働者の業務上災害に 不承認

三星電子半導体の白血病労働者と遺族が、勤労福祉公団の業務災害不承認を不服として、公団に審査を請求したが棄却された。

13日に行われた産業災害補償保険審査委員会、審査委員7人の内の多数が、三星半導体労働者の白血病は業務と相当因果関係がないと判断した。更に今年5月に公団の平澤・天安支社の諮問医師協議会が、韓国産業安全保健公団の疫学調査結果について、三星半導体は有害事業場ではないと判断したことについても、問題がないと認めた。

三星半導体労働者・遺族の法的代理人であるイ・ジョンラン公認労務士(民主労総・京畿法律院)は、「公団の業務上疾病の認定基準自体が、非常に狭いのが根本的な問題だ」と指摘した。イ労務士は「三星半導体の労働者の職業病は、単に白血病だけが問題ではない」として「現在闘病中の職業性癌の被害者は少なくない」と話した。更に「集団労災申請を不承認にしたのは、半導体産業の職業病問題を闇に葬ろうとする結果をもたらした」と話した。被害当事者が業務上災害を認められるためには、再審査を請求するか、でなければ行政訴訟を起こさなければならない。

三星半導体の一部の工場の試料からベンゼンが検出された事実が国政監査で分かったが、産災審査委員会は空気中の曝露でな

いと、これを問題にしないとした。2009年11月24日 毎日労働ニュース チョ・ヒョンミ記者

■『李建熙が出てきた日』、三星社前の追慕 祭で労務士を強制連行

李建熙(イ・ゴンヒ)元・三星名誉会長が特別赦免された29日、警察が三星電子の社前で行われた三星半導体白血病死亡者追慕祭に参加した労務士を、令状を示すことなく強制連行し、物議をかもしている。

スウォン市の自宅を出た民主労総・法律院所属のイ・ジョンラン労務士が連行されたのは、この日午前10時30分頃。イ・ジョンラン労務士によると、チョンノ警察署から出てきた刑事がイ労務士を強制的にタクシーに乗せスウォン南部警察署に移送したが、連行した時警察は逮捕令状を示さなかった。

イ・ジョンラン労務士は、三星半導体で設備エンジニアとして働き、入社7年目の2004年に急性リンパ腺白血病という診断を受け、翌年の7月、31才の若さ死亡した故・ファン・ミヌン氏を追慕するために7月23日、スウォンの三星電子の前で行われた『4周年追慕祭』に参加した。

追慕祭は例年のように敬げんに行われた。しかし警察が22の労働・市民社会団体で構成された『半導体労働者の健康と人権を守る、パンオルリム』が主催したこの日の追慕祭を『垂れ幕を掲げ、スローガンを叫んだ』と

/// //////////////////////////////////////
いう理由で集会と見なし、集会の申告をしなかったとして『不法集会』と決めつけたために問題が大きくなった。

当時、警察はこれを口実にイ労務士に出頭を求めたが、イ労務士は出頭要求書を受け取らず、追慕祭は不法集会ではないとして出頭を拒否した。現行法上、追悼行事は集会の申告対象ではない。

しかし警察はイ・ジョンラン労務士に対する連行をしつこく試みた。23日にも、ソウルのカンナム駅で行われた送年文化祭に参加したイ労務士を、強制的に連行しようとしたが失敗に終わった。その後、イ労務士は弁護士を通じて30日に警察署に出頭すると伝えたが、警察は出頭の一日前に強制連行した。スウォン南部警察署は「イ労務士は集示法違反で指名手配されていたので、令状を提示しなくてもどの警察署でも検挙が可能で、従ってチョンノ警察署が検挙した」と話した。

出頭の前日に連行したことには、「30日午後3時に出頭するという連絡があったのは事実」だが、「私たちは手配犯人が自主的に出頭するという事実を、全国の警察署に告知する必要はない」と話した。

現在イ・ジョンラン労務士はスウォン南部警察署で黙秘権を行使しており、パンオルリムは30日午後3時、スウォン南部警察署の前で糾弾記者会見を行う予定。2009年12月29日 民衆の声 クォン・ナギョン記者

■労災減らすには、労使参加型の活動を開発しなければ／韓国労総安全保健研究所、中小事業場の労働者健康保護討論会

韓国の全事業場の内、50人未満の小規模事業場は97.7%である。事業場の規模が小さいほど災害率(労働者100人当り災害比率)は高まる。労働部の昨年の産業災害発生現況資料によると、300人以上の事業場の災害率は0.24である一方、5人未満は1.59で、非常に高かった。

最近労使が一緒に事業場の安全保健の問題点を見付け、自ら改善する『労使参加型改善活動』が注目されている。韓国労総・安全保健研究所(本部長チョン・ヨンスク)は22日午後、ソウル・ヨイドの韓国労総8階会議室で『労使参加型産業安全保健活動・中小規模事業場労働者の健康保護対策作り』をテーマに専門家討論会を行った。

労使参加改善活動で、労災を半分に減らして

韓国労総と労働部チョンジュ支庁・大韓産業保健協会は、今年中小規模事業場の産業災害を予防するために労働現場の有害・危険要因を労働者自ら見付け出し、労使の積極的な参加によって持続的に作業環境改善の活動を推進する労使参加型(PAOT)安全保健改善活動・事業場技術支援事業を展開した。忠北地域の39事業場が教育訓練を受け、このうち35業者が改善活動に参加した。これらの事業場で樹立した作業環境改善計画は全部で305件で、この内209件(68.5%)が実際に改善されるという成果を上げた。

イ・ミョンスク大韓産業保健協会・局長は「参加事業場の災害件数が前年対比で半分に減少した」として、「労災や職業関連性疾患発生の可能性がある中小規模事業場を対象に、地方労働官署・経営者団体・労働者団体・

産業保健専門機関などが協力して、参加型改善活動プログラムを推進する必要がある」と強調した。

労働者自らが変化を目撃し

この日の討論会では、PAOT 安全保健改善活動に参加した株暁星のチンチョン工場の事例が紹介された。120人余りが働くこの工場の安全管理者であるチェ・ソンヒ氏は、「全構成員から作業環境改善提案書を出させた」。「作業員自らが能動的に安全保健改善活動に参加し、自分の思いが入った変化を目撃することが核心」と話した。

チンチョン工場は現場労働者の意見を受け容れ、実際に騒音を減らすためにサウンドイッチ・パネルの騒音壁を設置した。騒音によるストレスが減り、該当作業の労働者9人すべてが100%満足と答えた。構内で安全保健標語大会を行い、賞金と賞状も授与した。全労働者の60%が参加するなど、高い関心を示した。移動式はしごを固定式はしごに交換し、100日禁煙運動を実施して31%は60日達成、16%は100日を達成した。全喫煙者の82%(58人)が参加し、禁煙に対する認識を広めることができた。長文の文書で作業員によく見えない物質安全保健資料(MSDS)は、分かりやすい絵を付けて壁に張り出した。作業環境を改善することでお互いに対する思いやりも深まった。業務の特性上、毎日コーヒーを入れなければならない事業場内で唯一の女性労働者のために、コーヒーの自販機を入れようという意見が受け容れられ、実際コーヒー自販機を無料で借りて使っている。チェ・ソンヒ氏は「作業環境を改善し、作業時間も減り、生産費用も節減さ

れる効果を上げた」として「労使間の親密度が向上し、安全保健意識は自然に定着した」と強調した。

一方この日の討論会に参加した労働部の関係者は「予算を立てる時、零細小規模事業場により多くのメリットを与えなければならないという基本原則を持っている」。「来年は保健管理予算を2倍に増やしたが、化学物質・石綿・脳心血管系・筋骨格系などの色々な事業で予算を分けて使うので、少なくなるのが事実」と打ち明けた。2009年12月23日 毎日労働ニュース チョ・ミメ記者

■新型インフルエンザで死亡した労働者に初の労災認定

勤労福祉公団トンヨン支社は、8月に海外文化探訪のためにタイを訪問し、新型インフルエンザに罹って死亡したチャ・某(56)氏に、この日業務上疾病と認定した。造船所に勤めていたチャ氏は、8月1日から5日まで、会社の海外文化探訪の一環としてタイを訪問した。同月8日に微熱症状を示したチャ氏は保健所を訪問して相談を受けたが、特異症状がなく一般の風邪薬を服用した。しかし翌日、肺炎症状で救急病院を探し、新型インフルエンザの疑いで保健所に検査を依頼した。その後も続いて療養中だったが、同月15日に死亡した。チャ氏は死亡当日に新型インフルエンザの確定診断を受けた。

妻は「タイへ海外探訪中に新型インフルエンザに感染したと推定され、海外探訪は事業主の指示ないしは承認でなされた業務の一環」として10月に公団トンヨン支社に



遺族手当を申請した。疾病判定委員会は、チャ氏が地域社会で感染した可能性を完全に排除することは難しいが、△新型インフルエンザの多発国を訪問した後、潜伏期内に症状が発生した点、△同居家族・職場の同僚など、密接な接触が可能な人には新型インフルエンザの疑い、または確定診断者が発生していない点などを勘案し、「タイで感染した可能性が高い」という所見を明らかにした。判定委員会の委員の多数は、旅行が使用者の支配下で行われたのであれば、業務と関連性があると見ることが妥当だとした。勤労福祉公団は9月、新型インフルエンザ感染の労災認定指針を作って発表したところである。

一方タクシーの運転をして新型インフルエンザに罹り、療養申請をした後に亡くなったホ・某(58)氏に対する業務上申請の可否は、まだ決定されていない。2009年12月23日 毎日労働ニュース チョ・ヒョンミ記者

■石綿被害救済法、救済疾病・補償費実の効性高めなければ」／被害補償費労災保険の10分の1に過ぎず

石綿で汚染された地域に居住する住民たちも、産業災害補償保険による補償を受けられるようになった。28日、国会によると環境労働委員会は、22日にキム・サンヒ、ヤン・スンジョ(民主党)、クォン・ソンテク(自由先進党)、パク・ジュンソン(ハンナラ党)議員が各々発議した法案を併合審理し、『石綿被害救済法案』を通過させた。

現行法では職業性の石綿曝露による石綿

疾病に限って、産業災害補償保険による補償が行われてきた。一方、石綿炭鉱で仕事をしたり、家内手工業の形態で石綿抽出作業に従事した多くの労働者、石綿に汚染された地域に居住する住民たちは補償を受けられなかった。今回の法の通過で、洪城(ホンソン)・保寧(ポリョン)地域をはじめとする石綿鉱山地域の住民をはじめ、環境曝露によって病気になった被害者が、国家レベルの補償を受けられる根拠が作られた。

石綿被害の救済適用対象は、労災保険法の適用を受けない人の中で、石綿の疾病を持った人である。救済対象となる疾病は石綿による悪性中皮腫・肺癌・石綿肺症など大統領令に定める疾病で、救済手当は療養手当と療養生活手当、葬祭料・特別遺族弔慰金、特別葬祭料・救済手当調整金などである。

建設産業連盟の関係者は「基金不足で当面は被害補償額が不足するだろうが、労働者と国民の関心が高まれば救済金は多くなるだろう」と、法通過を歓迎した。チェ・イエヨン韓国石綿追放ネットワーク執行委員長は「損害にともなう正当な補償でなく救済に止まり、被害補償額も労災保険に比べて10分の1に過ぎない」。「韓国がモデルとした日本の石綿救済法が、政権が交代して改正中なので、これを教訓にして韓国でも実効性を高めなければならない」と話した。2009年12月29日 毎日労働ニュース キム・ウンソン記者

(翻訳：中村 猛)

12月の新聞記事から

12/1 中部電力は静岡県御前崎市の浜岡原発3号機で、濃縮廃液貯蔵タンクの点検作業中、補助建屋内の4カ所で、高濃度の放射性廃液53リットルが漏れる事故が起きたと発表。作業員4人と職員ら19人の計23人のうち21人が被ばくしたが、健康への影響はなく放射線管理区域外への影響もない。中電は2日、さらに職員ら8人が被ばくしていたと発表し、被ばくしたのは計29人となった。

大分市の南日本造船大在工場で1月、建造中の船に架けたタラップが落下して作業員26人が死傷した事故で、大分労働基準監督署は、労働安全衛生法違反の疑いで同社と当時安全管理担当だった男性副工場長ら2人を書類送検した。

12/2 電気設備工事大手「九電工」の社員だった福岡県内の男性の自殺は過労が原因だと、遺族が同社に損害賠償などを求めた訴訟の判決が福岡地裁であり、約9900万円の支払いを同社に命じた。男性は98年4月に九電工に入社し、空調衛生施設工事の現場で施工管理に当たり、ビル新築工事現場の担当となっていた。時間外労働は月120時間を超え、04年7月には176時間に及んでいたと指摘。04年9月に自殺した。

12/3 うつ病の患者数が100万人を超えたことが厚生労働省が3年ごとに実施している患者調査でわかった。患者調査によると、「気分障害」の患者数は96年に43万3000人、99年は44万1000人、2002年調査から71万1000人と急増し、今回の08年は104万1000人に達した。

大阪中央労基署は、過労死した男性店長に長時間労働させていたとして、飲食店経営会社「磯治」と同社社長を労働基準法違反などの疑いで大阪地検に書類送検した。男性は「名ばかり管理職」だった。同社は08年3～9月のうち、117日で基準を超える時間外労働をさせ、過去1年間で定期健康診断も行わなかったとしている。男性は08年9月、29歳で死亡した。

大阪・淀川労働基準監督署は、2年前に過労死したパート女性ら従業員18人を長時間働かせ、同署の調査にタイムカードを提出しなかったりしたとして、大阪市西成区の「スーパー玉出」と社長、元顧問の社会保険労務士を労働基準法違反などの疑いで書類送検した。社長は07年7～9月、東淀川店の18人に、1日最長5時間30分の時間外労働をさせるなどした疑い。50歳代のパート女性は同年9月末、職場でくも膜下出血で倒れて1か月後に死亡。時間外労働は月147時間で、昨年5月過労死と認定された。同労基署は健康診断の未実施や割り増し残業代計146万円の未払いも確認した。同社は約8年間に、長時間労働や賃金未払いで11回の是正指導を受けていた。

12/9 彦根労働基準監督署は、労働安全衛生法違反の疑いで、大阪市天王寺区の印刷会社「大阪シーリング印刷」と、滋賀県米原市の同社滋賀生産部第2工場の加工課長を書類送検した。10月13日、同工場でシール台紙のロール機に挟まれて男性社員が死亡した事故で危険防止措置を怠った。

12/11 住宅設備大手のI N A X（愛知県常滑市）の上野緑工場（三重県伊賀市）で05年8月、下請け会社の従業員がプレス機で手の指を骨折する労災事故について工場の課長が下請け会社社長に本社へ報告しないように指示。社長は労働基準監督署にも届けなかった。

東京都内のキャバクラで働いていた10～20代の女性ら4人が労働組合「キャバクラユニオン」を結成した。賃金未払いなどのトラブルを抱える実態を訴え、待遇改善を職場に求めていく。

12/21 工事現場でコンクリートを削り取る「はつり」作業が原因でじん肺になったのは元請けが管理責任を怠ったためとして、大阪府内の元専門工15人が、大手ゼネコンなど32社に1人当たり3300万円の損害賠償を求める訴えを大阪地裁に起こした。はつり作業をめぐるじん肺訴訟は初めて。原告は56～75歳の男性で、じん肺になり労災認定を受けている。

外食チェーン「グルメ杵屋」の系列店で店長をしていた男性が心臓疾患で死亡したのは長時間労働による過労死として、両親が同社に損害賠償を求めた訴訟の判決が大阪地裁であった。会社側に約5400万円の支払いを命じた。判決理由で「男性は経営者の立場といえない」と認定したうえで、一般従業員と異なり、店長の時間管理が自己申告のみだった点を「不十分だった」とした。男性は平成9年に入社し、15年に店長を務める店舗内で急性心筋梗塞により死亡。16年11月に労災認定された。

千葉県松戸市消防局の元消防士4人が訓練中にパワーハラスメントを受け退職を余儀なくされたとして、市に損害賠償を求めた訴訟は、千葉地裁松戸支部で正式に和解が成立。市がパワハラ行為を事実上認め、計660万円の和解金を支払う。

12/24 大阪市淀川区の森田化学工業神崎川事業所でタンクの爆発事故が起こり、男性社員4人が死亡した。4人のうち2人は爆発で屋根まで吹き飛ばされた。「フッ化ホウ素」が検知され、近隣の事業所などに警察官が一時避難を呼びかけた。

12/25 うつ病で35歳で自殺した徳島市の男性会社員の妻が、遺族補償給付などを不支給とした労働基準監督署の決定取り消しを求めた訴訟の控訴審判決で、高松高裁は処分を取り消した高松地裁の1審判決を支持、国の控訴を棄却した。男性は徳島県内の食品機械製造会社に勤めていたが、平成11年5月に東京都江戸川区の子会社に出向し、うつ病を発症。同年11月に自殺した。

青森県立中央病院の男性職員の自殺をめくり、妻が地方公務員災害補償基金に公務外認定の取り消しを求めた訴訟の判決で、青森地裁は公務災害と認定した。判決理由で「身体的疲労の蓄積に加え、上司との関係などによって多大な精神的ストレスを受けた」とした。男性は平成16年4月に同病院総務課長に異動後、上司から日常的に怒られ、10月に飛び降り自殺した。異動後は1日しか休日を取っていなかった。

12/29 福岡市内の外食チェーンで店長を務めていた男性の死亡について労災認定しなかった福岡労働基準監督署の決定を福岡労働局が取り消し認定していたことが分かった。遺族は会社側に損害賠償請求訴訟を大阪地裁に起こす。男性は平成14年1月に採用され、9月から店長として勤務。18年7月に急死。遺族は過労死を疑い労災を申請したが、福岡労働局労災審査官は、申告された時刻にもタイムカードの打刻が複数回あり、「営業日報上の時間は現実と異なっている」と判断。直前1カ月の時間外労働が約106時間あったとして、今年10月、労災を認定した。